

住民票の続柄に「夫（未届）・妻（未届）」と記載することに関する申出書

取扱いに関する注意事項

1. 住民票に記載している続柄、「夫（未届）・妻（未届）」については「東京都パートナーシップ宣誓制度」、「中野区パートナーシップ宣誓」のいずれか、または、双方を利用している中野区民のうち、同一世帯に該当する区民双方の申し出によって行うものです。
2. 「夫（未届）・妻（未届）」にかかる記載については、中野区独自に行う取組であって、他の自治体にあっても同様の記載がなされることを保証するものではありません。なお、中野区から転出されることがある場合には、その転出手続きにおいて発行をする転出証明書の世帯上の続柄は「同居人」として記載をします。
3. 「夫（未届）・妻（未届）」にかかる記載をもって、事実婚と同様の取扱いを保証するものではありません。
4. 国から住民票の続柄の記載について、新たな法整備や解釈の変更、指示、指導等があった場合には続柄の記載を改めることがあります。
5. 住民票のコンビニ交付システムを利用することは出来ません。住民票・住民票記載事項証明書の交付が必要な場合は中野区役所にて交付をすることになります。
6. 「東京都パートナーシップ宣誓制度」、「中野区パートナーシップ宣誓」の解消があった場合には中野区へ届出いただく必要があります。

上記について、確かに説明を受け、その内容を確認し、続柄の記載について申出ます。

20 年 月 日

署名
